

令和3年度
地域密着型サービス事業者公募要項

令和3年10月
勝山市健康長寿課

1. 公募の趣旨

本市では、第8次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めるに当たり、質の高い地域密着型サービスを市民に提供するため、事業者を公募により選定します。

2. 公募するサービス種類等

No	対象事業	公募数	定員	日常生活圏域
1	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1 か所	18 人(※)	南部地区

※ 2 ユニット (1 ユニットにつき定員の上限は9人) を上限とします。

3. 応募要件

応募時点において、次に掲げるすべての要件に該当する者としてします。

- (1) 原則として、令和4年度中に施設整備が完了し、完了後速やかにサービスの提供が見込まれること。
- (2) 事業者が法人格を有すること。また、新たに法人を設立する場合は、指定申請までに法人格を取得すること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項（指定地域密着型サービス事業）各号及び第115条の12第2項（指定地域密着型介護予防サービス事業）各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正又は再生手続きをしていないこと。
- (5) 応募事業者の役員等について、勝山市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条第1号から第3号に掲げる者が事業者の役員等をしている法人及び個人でないこと。なお、事業者の決定等により暴力団の活動に利すると認められた場合は、勝山市暴力団排除条例第6条に基づき、当該決定を取り消します。
- (6) 事業者及び代表者が、納期限の到来している国税、地方税及び介護保険料を滞納していないこと。
- (7) 地域密着型サービス事業所の設置及び運営にあたり、都市計画法、建築基準法、消防法その他関連する法令を遵守すること。

4. 応募方法

- (1) 提出書類 別紙1「応募に係る提出書類一覧」に記載した書類を提出してください。
- (2) 提出部数 正本1部、副本13部 ※副本は正本のコピーで可。
- (3) 提出期限 令和3年12月17日（金）
- (4) 提出場所 勝山市郡町1丁目1番50号 福祉健康センター「すこやか」②番入口
勝山市健康長寿課介護福祉係

(5) 提出方法

上記提出場所に直接持参してください。内容についてお伺いする場合がありますので、応募書類の内容を説明できる方が持参してください。受付時間は開庁日の午前8時30分から午後5時15分です。なお、郵送、電子メール等による提出は受け付けません。

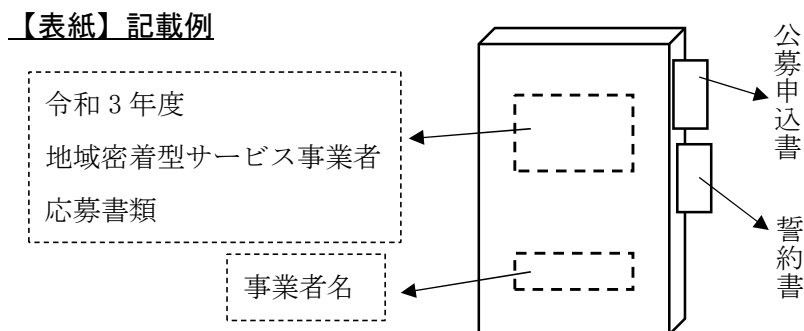
(6) 質問の受付及び回答

本公募に関する質問は、質問書（様式11）に要旨を簡潔にまとめ、提出してください。

- ① 提出期限 令和3年12月14日（火）
- ② 受付方法 FAX または電子メール（電話、口頭での質問は受け付けません。）
- ③ 回答方法 質問の内容を含め、勝山市ホームページに掲載します。

(7) 作成要領

- ①提出書類は原則 A4 判縦、図面等は A3 判とし、A4 サイズに折り込んでください。
- ②資料は左側に穴を空け、ファイル等に綴じてください。
- ③項目ごとにインデックスを付けてください。
- ④可能な限り両面印刷にしてください。



5. 選定方法

(1) 選定方法

事業予定者の選定は、勝山市地域密着型サービス運営委員会において、提出された応募書類等により書類審査及び面接（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施し、その結果を踏まえ、市長が決定します。

(2) 選定の評価項目及び評価基準

審査にあたっては、評価項目及び評価基準（別紙2）に着目し審査します。

(3) 選定結果の公表

応募のあった事業者に文書で通知します。また、決定した事業者名を本市ホームページに掲載して公表します。

6. 公募スケジュール

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| (1) 質問受付 | 令和3年12月14日(火)まで |
| (2) 公募申込書の提出 | 令和3年12月17日(金)まで |
| (3) 選定委員会(プレゼンテーション及び質疑応答) | 令和4年1月中旬 |
| (4) 選定結果の公表 | 令和4年3月 |

7. 留意事項

- (1) 事業運営には、地域との連携が必要なことから、建設工事や事業内容等について地域住民に十分説明し、理解を得るよう努めてください。説明や協議に際しては、これから選定があるものであり、既に決定した事業ではないことを説明し、誤解を与えないよう十分注意してください。なお、事業計画等の説明後に本事業計画を中止する場合は、後日その旨を地域住民等に必ず報告してください。
- (2) 本公募の応募に要する費用は、選定結果に関わらず、すべて応募者の負担とします。
- (3) 応募状況や他の応募者の事業計画の内容に関する問合せには応じません。
- (4) 提出された応募書類は返却しません。
- (5) 受付期間終了後の書類の変更は認めません。ただし、本市が必要と認める場合には、必要に応じて書類の差替え、追加資料の提出を求める場合があります。
- (6) 提出された書類は、本市の情報公開条例に基づき、整備法人(事業者)名、その他の情報(個人情報及び内部管理情報等を除く。)を公開することがあります。
- (7) 次のいずれかの要件に該当する場合は、選定対象から除外します。
 - ① 提出書類に虚偽又は不正があったと認められる場合
 - ② 受付期限までに提出書類が整わなかった場合
 - ③ 申請者及び申請者の代理人並びにその関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合
 - ④ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (8) 公募申込書の提出後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由で応募を取り下げる場合は、辞退理由を明記のうえ、辞退届(様式12)を提出してください。
- (9) 事業予定者に決定された後であっても、次のいずれかに該当する場合は選定を取り消す場合があります。
 - ① 提出書類に虚偽又は不正があったと認められる場合
 - ② 応募内容に著しい変更(建設場所、サービス種類の変更等)が生じた場合
 - ③ 速やかに施設整備に着手できない場合
 - ④ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

8. 指定申請

選定により地域密着型サービスの提供事業者となった事業所は、改めて介護保険事業者として

の指定申請が必要です。その際に基準等を満たさない場合には、指定を受けることができません。

9. 施設整備費にかかる補助

施設整備にあたり、福井県地域医療介護総合確保基金を活用した補助金の活用を予定しています。選定された事業者が補助金を活用する場合は、補助金協議書により施設整備費等の事業計画についての協議を行い、補助金交付内示を受けてからの着工となります。(補助金を活用しない場合は、指定予定事業者決定後であれば着工時期に制限はありません。)

なお、補助金については、予算の範囲内での交付となるため、補助金の要求を行っても採択されない場合があります。

また、補助金の交付を受けて整備したのち、事業の廃止や別の事業への転用等を行う場合は、原則補助金の返還が必要となります。

10. 問い合わせ先

〒911-0035 勝山市郡町1丁目1番50号 福祉健康センター「すこやか」②番入口

勝山市健康長寿課介護福祉係

TEL : 0779-87-0888 (直通)

FAX : 0779-87-3522

E-mail : choju@city.katsuyama.lg.jp

別紙 1

応募に係る提出書類一覧（以下の順番で綴ってください）

様式	提出書類	留意事項
様式 1	公募申込書	
様式 2	誓約書、役員名簿、評議員一覧表	誓約書は割印又は袋とじをすること。評議員一覧表は社会福祉法人の場合のみ
様式 3	地域密着型サービス事業計画概要書	
様式 4	法人の沿革	
様式 5	代表者・管理者経歴書	
—	法人登記簿謄本（写）	発行後 3 か月以内のもの
—	法人の定款（写）	最新のもの
—	法人代表者印鑑証明証（写）	発行後 3 か月以内のもの
—	給与規程（写）	最新のもの
—	就業規則（写）	最新のもの
—	決算報告書（写）	過去 3 年分の資金収支計算書、事業活動収支計算書、財産目録等又は損益計算書、貸借対照表、事業報告書等
—	納税証明書（法人及び代表者）（写）	国税、県税、市税で未納がないことを証明する、発行後 3 か月以内のもの
—	過去の指導検査結果（写）	福井県より過去に指導を受けている場合のみ
様式 6	開設までのスケジュール	
様式 7	事業計画提案書	
様式 8	資金計画書	開設当初 3 か月間の運転資金を含む
様式 9	借入金返済計画書	
様式 10	収支シミュレーション	
任意様式	建物計画図（平面図、立面図、間取図）	室別面積記載のもの
任意様式	建設予定地の位置図、建物配置図	周辺の状況がわかるもの

評価項目及び評価基準

■（介護予防）認知症対応型共同生活介護

番号	評価項目	評価基準
1 法人の適格性		
(1)	法人の理念・姿勢	法人の基本理念・経営理念（方針）が確立されているか。また、職員や利用者への周知が図られているか。
(2)	運営実績・経験	介護保険事業において十分な運営実績・経験を有しているか。
(3)	個人情報保護、職員の守秘義務、その他法令等の遵守に関する取組み（労働関係法令の遵守を含む。）	個人情報の保護や職員の守秘義務について必要な措置がとられ、個人情報の適正な取扱いが期待できるか。介護保険法、労働関係法令をはじめとした各種法令等の遵守に関する方針が確立されており、適正な運営が期待できるか。
(4)	利用者への情報提供・情報公開又は情報公表に関する考え方	利用（申込）者が必要な情報を容易に収集できるよう、情報提供や情報公開に関する基本的な考え方や具体的な取組みがあるか。自己評価・外部評価及び情報公表が義務付けされている場合は、その趣旨を理解し、サービスの改善及び質の改善を図る意識はあるか。
(5)	運営の適正化・効率化への取組み	適正かつ効率的な事業運営を行うための経営努力に関する取組みがなされているか。
2 経営の安定性・継続性		
(1)	法人の経営状況	法人の財務状況が良好であり、当該施設の設置運営に支障がないか。
(2)	建設費・用地取得費、運営資金の資金計画・収支計画	建設等に必要な資金について、その調達方法などの資金計画が確実であるか。また、借入金がある場合は、償還が確実に履行される見込みがあるか。妥当な収支計画が立てられており、安定的な運営が見込まれるか。
(3)	建設用地及び建物の確保、土地利用・施設建設規制の調整	建設用地及び建物の確保が確実に見込まれるか。また、用地の開発、造成及び建設にあたっての開発許可等、必要な許認可が得られる見込みがあるか。
(4)	人員配置の確保及び事業スケジュール	人員配置は適正か。工程及び開設までの職員採用・研修計画が具体的に示されており、実現性のある計画となっているか。
3 事業に対する企画力		
(1)	質の高いサービス提供に向けた取組み	質の高いサービスの提供に向けた取組みが期待できるか。
(2)	独自提案（強調したい点、特徴、施設や設備面における利用者への配慮など）	ハード・ソフト面に関わらず、先見性や独自性に富んだ創意工夫や考え方など、特色のある提案があるか。
(3)	事業所運営の基本的な考え方	事業所運営の考え方や事業計画に具体性があり、地域密着型サービスの理念を踏まえたものであるか。
(4)	介護の方針	利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術を持って介護が行われるよう計画されているか。
4 運営全般		
(1)	事故防止への取組み及び事故発生時の対応	利用者の誤嚥や転倒など、日常的な事故防止や事故発生時の対応、再発防止のための対策などが具体的に計画されており、適切な対応又は指導が期待できるか。
(2)	衛生管理体制	施設又は事務所の日常的な衛生管理や食中毒及び感染症等の発生防止、発生時の対応並びに再発防止のための対策などが具体的に計画されており、適切な対応が期待できるか。
(3)	非常災害対策	火災や天災など非常災害時の危機管理体制や利用者及び職員の避難、救出の実施方法等について具体的に計画されており、適切な対応が期待できるか。
(4)	日常生活上の支援	利用者の状態や趣味・嗜好に応じた日常生活上の支援（食事、排泄、入浴等への対応等）が適切に行われるよう計画されているか。
(5)	利用者等の人権・尊厳の保持及び虐待防止に対する考え方・取組み	利用者等の人権の保護及び尊厳の保持に関する方針や具体的な取組みがあるか。また、虐待防止や虐待発生時の対応、再発防止に関する方針や具体的な取組みがあるか。
(6)	利用者の重度化への対応やターミナルケアへの取組み	利用者の重度化への対応やターミナルケアに対する考え方が確立されており、適切な対応が期待できるか。
(7)	苦情処理・解決体制	苦情に対し、迅速かつ適切に対応するための必要な措置が計画されているか。また、苦情をサービスの質の向上に活かすための適切な取組みが期待できるか。
(8)	利用料の設定根拠	利用料は適切な価格設定となっているか。また、利用料の設定根拠は適正であるか。
(9)	地域との交流、地域住民との連携・協力体制やボランティアの受け入れに関する取組み	事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域と交流を図るための基本的な考え方や具体的な取組みがあるか。 入所・通所施設の場合においては、地域住民との連携やボランティアの受け入れ、避難訓練等への地域住民の参加について具体的な取組みがあるか。
(10)	家族等との連携体制	利用者の家族等との連携（家族の意見、家族への情報提供等）に関する基本的な考え方や具体的な取組みがあるか。 入所・通所施設の場合においては、利用者と家族及び家族同士交流の機会の確保に関する基本的な考え方や具体的な取組みがあるか。
(11)	運営推進会議又は介護・医療連携推進会議の設置及び活用に関する考え方	運営推進会議又は介護・医療連携推進会議の構成員や会議の内容について、具体的な計画があるか。また、同会議を施設の運営に活かしていくための具体的な考えがあるか。
(12)	開設にあたって地域住民の理解を得るための取組み	事業所の開設にあたり、住民説明会を開催するなど、地域住民の理解と賛同を得るための具体的な取組みを行う計画があるか。

(13)	協力病院・協力歯科医療機関及び他の介護保険施設等との連携及び健康管理体制	協力病院・協力歯科医療機関及び他の介護保険施設等との連携体制に関する基本的な考え方や具体的な計画があるか。また、医師又は看護職員による利用者の健康状況への注視や必要に応じた健康保持への適切な措置が常に行われるよう計画されているか。
(14)	認知症ケアに対する考え方	認知症ケアに対する考え方が確立されており、介護従業者が認知症に対する正しい知識と理解を持って適切に介護が行われるよう計画されているか。
(15)	市との連携体制	市との連携に関する基本的な考え方や具体的な取組みがあるか。
(16)	市内事業者からの物品調達	市内業者からの物品調達について積極的な考え方はあるか。
5 職員体制		
(1)	職員の採用についての考え方や配置計画、人材確保の取組みなど	職員の採用についての考え方や配置計画（配置人数、有資格者、経験のある職員の配置など）、人材確保の取組みに対して具体的な計画があるか。
(2)	職員の育成・研修制度の内容や職場の環境づくり、待遇に関する取組み	職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくり、職員の待遇（昇給・賞与の有無など）等に関する基本的な考え方や具体的な取組みがあるか。職場内での研修や外部の研修を利用するなど、介護従業者をはじめとする職員の資質の向上を図るための具体的な計画であるか。
(3)	市民雇用の考え方	常勤・非常勤職員を問わず、市民雇用について積極的な考え方はあるか。
6 立地条件、施設・設備		
(1)	立地条件	地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。周辺の交通環境や地形において危険な場所がなく、騒音、悪臭、振動、日照等の周辺環境が利用者の生活を健全に維持できる環境にあるか。火災などの非常災害時に緊急車両等の進入がスムーズに行うことができるよう、十分な幅員を有する道路（通路）に面しているか。
(2)	施設・整備の構造	指定基準に適合した構造となっているか。